

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの運用に継続的に取り組みます。

- (i) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (ii) 株主をはじめとする全てのステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (iii) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (iv) 株主との間で建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1 - 2 - 4】 議決権の電子行使、招集通知の英訳

現在、当社の株主における外国法人等の持分比率は相対的に低いと考えており、今後の持分比率の動向などを勘案し判断していくこととしております。

【補充原則3 - 1 - 2】 英語での情報開示・提供

現在、当社の株主における外国法人等の持分比率は相対的に低いと考えており、今後の持分比率の動向などを勘案し判断していくこととしております。

【原則4 - 8】 独立社外取締役の有効な活用

当社は、2015年6月開催の定時株主総会において1名の社外取締役を選任し、独立役員として名古屋証券取引所に届出ております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4】 いわゆる政策保有株式

1. 政策保有に関する方針

当社の政策保有株式の保有方針は、当社との取引関係等の維持発展、より安定した企業運営および事業の拡大につなげるため、中長期的な視点に基づき必要とする株式について、保有することとしております。

2. 議決権の行使

投資先企業の経営方針を十分尊重したうえで中長期的な企業価値の向上等を勘案し、議決権の行使を判断することとしております。

【原則1 - 7】 関連当事者間の取引

当社は、取締役・グループ会社その他関連当事者との間で競業取引および利益相反取引を行う場合には、当該取引が会社や株主共同の利益を害することがないようあらかじめ取締役会の承認を要するものとしております。なお、取締役は、自らに関して利益相反に係る問題が生じる場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得なければならないこととしております。

【原則3 - 1】 情報開示の充実

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

- ・経営理念(企業理念)は、当社ウェブサイト(URL:<http://www.c-cube-g.co.jp/about/philosophy.html>)に掲載しております。
- ・経営計画等は、IR情報として当社ウェブサイト(URL:<http://www.c-cube-g.co.jp/investor/index.html>)に掲載しております。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの運用に継続的に取り組みます。

- (i) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (ii) 株主をはじめとする全てのステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (iii) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (iv) 株主との間で建設的な対話を行う。

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

(1) 方針

取締役の報酬等は、当社の持続的成長に向けて適切にインセンティブを付与するため、「固定報酬」と、各事業年度の業績に応じて定められる「業績連動報酬」から構成し、当該取締役の当社の企業価値の向上に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとしております。

(2) 手続

取締役会は、定時株主総会で決議された固定報酬額、業績連動報酬額の限度額の範囲内で、支給金額を取締役会の決議において決定しております。なお、独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役の職責を反映したものとし、その他の業績連動型の要素を含めないこととしております。

4. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
 - (1) 取締役の指名手続等は以下のとおり実施しております。
 - ・当社の取締役は、企業理念に基づき豊富な実務経験と優れた能力および見識を備えるとともに、高い倫理観を有している者でなければならない。
 - ・当社の取締役会は、担当する部門等の専門知識や経験等が異なる多様な取締役で構成し、取締役会の機能が効果的かつ効率的に発揮できる体制とすることに配慮する。なお、全ての取締役の任期を2年とし、新任取締役を含む候補者は公正に選定し取締役会で決定された後、定時株主総会決議による選任の対象とされる。
 - (2) 監査役の指名手続等は以下のとおり実施しております。
 - ・当社の監査役は、豊富な経験と優れた能力ならびに取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識を備えるとともに、高い倫理観を有している者でなければならない。
 - ・当社の社外監査役は、会社経営等の分野で指導的役割を果たし、豊富な経験、高い知見を有しており、中立の立場から客観的視点で監査を行い、経営の健全性確保に貢献できる者でなければならない。
 - ・新任監査役候補者は、本項の定めに従い選定し、監査役会の同意を経た上で、取締役会で決定される。
5. 取締役・監査役候補の個々の選任・指名についての説明
 定時株主総会招集ご通知の選任議案に取締役・監査役候補者の個々の略歴・選任理由を記載しております。

【補充原則4 - 1 - 1】 経営陣に対する委任の範囲

1. 取締役会は、株主からの委託を受け、中長期的な企業価値の向上を通じて自らの利益の増進を図る全ての株主のために、効果的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の向上を図ることについて責任を負う。その責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、代表取締役および役付取締役その他の経営陣の指名、評価およびその報酬の決定、当社が直面する重大なリスクの評価および対応策の策定、ならびに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意志決定を行うこととしております。

【原則4 - 9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

1. 当社は、社外取締役の選任にあたり、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な経験を重視しております。
2. 独立社外取締役を選任する際の判断基準は、名古屋証券取引所の定めている独立役員要件を満たし、一般株主との間に利益相反が生じる恐れのない者としております。

【補充原則4 - 11 - 1】 取締役会全体としての考え方

1. 取締役会の構成は、以下のとおりとしております。
 当社は、取締役の人数を定款で定める15名以内（独立社外取締役を含む）とし、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を選択する。また、取締役会は、社外取締役を導入する一方で、監査役、監査室およびCSR推進部が一体化した組織運営を図り、十分な企業統治体制を構築するものとしております。
2. 取締役の指名手続等は以下のとおり実施しております。
 - (1) 当社の取締役は、企業理念に基づき豊富な実務経験と優れた能力および見識を備えるとともに、高い倫理観を有している者でなければならない。
 - (2) 当社の取締役会は、担当する部門等の専門知識や経験等が異なる多様な取締役で構成し、取締役会の機能が効果的かつ効率的に発揮できる体制とすることに配慮する。なお、全ての取締役の任期を2年とし、新任取締役を含む候補者は公正に選定し取締役会で決定された後、定時株主総会決議による選任の対象とされる。

【補充原則4 - 11 - 2】 取締役・監査役その他兼任

1. 当社は、毎年株主総会招集通知および有価証券報告書にて各取締役・監査役の重要な兼任状況について開示しております。
2. 当社の独立社外取締役および独立社外監査役の兼任については、業務執行等の状況を踏まえて適切な範囲内にとどめるよう努めております。

【補充原則4 - 11 - 3】 取締役会の実効性評価

1. 取締役会については会社経営・グループ経営に係る重要事項等を取締役会にて決定し、四半期毎の業務執行状況報告の中で、その事項の執行状況について監督を実施しており、その結果、取締役会の実効性は確保されております。
2. 取締役会は、その開催状況および独立社外役員の活動状況等を法令の定めるところにより開示しております。

【補充原則4 - 14 - 2】 取締役・監査役に対するトレーニングの方針

取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために、当社の財務状況、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、積極的に必要な情報を収集し、研鑽を積まなければならないこととしております。また、当社は、そのために必要な研鑽の機会および情報を適宜提供することとしております。

【原則5 - 1】 株主との建設的な対話に関する方針

対話に関する方針は、以下のとおりとしております。

当社は、適時かつ公正な情報開示を行うこと、正確な情報を分かりやすく表現すること、開示情報の充実を図ることをIR活動の基本方針とし、本方針に基づいたIR活動を実施することで、株主・投資家と建設的な対話を行うものとする。この際は、株主間において実質的な情報格差が生じないように十分留意するものとする。また、建設的な対話を促進するための体制整備および取組み等は以下のとおりとする。

- (i) 株主とのIR活動は、経営企画部広報課を窓口とし、名古屋証券取引所のIRイベント等を利用して積極的に、会社情報の速やかな開示に努める。
- (ii) IR活動は代表取締役社長と経営企画等の担当役員が説明等を行う。また、株主構成の把握に努め、能動的なIR活動を実施する。
- (iii) IR活動において把握した株主の意見等は、適宜集約し関係部門へフィードバックして情報の周知・共有を図る。
- (iv) 情報開示にあたっては、「内部情報等の管理及び適時開示に関する規程」等に基づき、関連法令を遵守して行うこととする。
- (v) 個別の対話申込みがあった場合は、経営企画部広報課を窓口として対応する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
シーキューブグループ従業員持株会	1,629,297	6.05
第一生命保険株式会社	1,384,700	5.14
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,249,749	4.64
株式会社りそな銀行	1,232,749	4.58
三菱UFJ信託銀行株式会社	951,000	3.53
東京海上日動火災保険株式会社	866,458	3.22
シーキューブ共栄会	695,755	2.58
住友生命保険相互会社	646,000	2.40
加藤 力蔵	625,100	2.32
株式会社大垣共立銀行	500,000	1.86

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
山崎 正美	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山崎 正美		(業務執行者であった法人等) 東邦ガス株式会社 東邦不動産株式会社 当社と上記法人等との間には重要な取引等はありません。	同氏は企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的視点から独立性をもって経営の監視と取締役会の監督機能の充実を図るために選任しております。 当社と同氏の所属する企業とは、取引関係が一切無いことから、意思決定に対して影響を与えることは無いと判断しております。また、名古屋証券取引所の定めている独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずる恐れがないことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は定期的に会合を持ち、会計監査人から年間監査計画ならびに応査実施後の報告等を実施し、連携に努めております。また、社内監査機関として監査室(社長直轄組織)を設置し、監査役会とも連携をとりつつ監査計画に基づき当社および当社グループ会社の業務監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西垣 誠	弁護士													
池辺 裕昭	他の会社の出身者													
田邊 仁一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西垣 誠		(業務執行者であった法人等) 入谷法律事務所 当社と上記法人等との間には重要な取引等はありません。	同氏は弁護士であり、法務の専門的見地から、主に取締役の職務執行等の遵法性について適切な指導、および監査業務の充実を図るために選任しております。 当社と同氏の所属する法律事務所とは、取引関係が一切無いことから、意思決定に対して影響を与えることは無いと判断しております。また、名古屋証券取引所の定めている独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずる恐れがないことから、独立役員に指定しております。

池辺 裕昭	同氏は過去に平成3年まで主要取引先である日本電信電話株式会社に勤務しておりました。 また、平成23年まで株式会社NTTファシリティーズの業務執行者(代表取締役副社長)でありましたが、同社との取引金額は僅少であります。	同氏は当社が事業を展開する通信建設業界に精通し、かつ、他社の代表者としての実績を高く評価しておりますために、適切な指導および社外監査役としての職務を遂行していただくものと判断し、社外監査役に選任しております。
田邊 仁一	同氏は過去に平成11年まで主要取引先である日本電信電話株式会社に勤務しておりました。 また、平成22年まで株式会社エヌ・ティ・ティ・データの業務執行者(常務執行役員)でありましたが、同社との取引金額は僅少であります。	同氏は当社が事業を展開する通信建設業界に精通し、かつ、他社の代表者としての実績を高く評価しておりますために、適切な指導および社外監査役としての職務を遂行していただくものと判断し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

2008年3月期より、業績連動報酬を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役報酬については、監査役報酬も含め、社内・社外別総額を開示しております。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含んでおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

以下の算定方法に基づき報酬総額を決定し、個人別支給額は使用人兼務取締役の使用人分給与を勘案の上、取締役会にて決定しております。

(算定方法)

連結経常利益額に一定の比率を乗じて算出(百万円未満切捨て)し、その上限額は100百万円としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役をサポートする部署は特に設けておりませんが、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、常務会において議論を行いその審議を経て、全取締役並びに全監査役を構成メンバーとする取締役会において執行決定を行っており、その常務会資料ならびに議事録はすべて社外取締役・社外監査役に情報として伝達しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、業務の執行にあたり、取締役、常勤監査役、各事業グループ長、各事業本部長、一般管理部門部門長並びに各支店長が出席する経営会議を原則月1回開催しております。経営会議は、毎月の経営状況及び経営成績の達成のため、一体となり取り組む機関としております。

取締役会については、全取締役12名(うち男性12名)並びに全監査役4名(うち男性4名)が構成メンバーで、原則として月1回開催し、法定事項並びに経営に関する事項、株式に関する事項、株主に関する事項、決算に関する事項、役員に関する事項、人事・組織に関する事項、資産に関する事項、その他重要な事項で取締役会規程に定めた事項を審議決定しております。

監査役4名(うち社外監査役3名)はすべての取締役会に出席し、取締役の職務執行を監査しています。また原則として取締役会開催日及び必要に応じて監査役会を開催し、担当の監査業務に関し報告し、絶えず監査に関する情報を交換し、監査業務を遂行しております。

内部監査機関としての監査室(担当者1名)は、監査役と連携をとって業務監査を実施し、全社業務の適正化を図っております。

現在のところ取締役ならびに監査役は男性のみとなっておりますが、候補者の選定には性別にこだわらず、人格、見識、能力などをもとに判断しております。

会計監査は会計監査法人である、あずさ監査法人の監査を受けております。公認会計士は、2017年度については加藤浩幸氏(継続監査期間7年以内)、岸田好彦氏(継続監査期間7年以内)の2名および補助者28名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外監査役による監査を実施しており、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っていると認識しております。

さらに、2015年6月に社外取締役を選任したことにより、客観的視点から独立性をもって経営の監視と取締役会の監督機能の充実を図っております。

また、取締役会は、社外取締役を導入する一方で、監査役、監査室及びCSR推進部が一体化した組織運営を図り、十分な企業統治体制を構築しているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送法定期日の3営業日前までに発送しております。また、第62回定時株主総会(2015年6月)より、発送日前に当社ウェブサイトおよび名古屋証券取引所(TDnet)に掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第57回定時株主総会(2010年6月)よりできる限り他社と異なる日に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株式会社名古屋証券取引所のIRイベント等を利用して行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	同上	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報ならびに決算情報以外の適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部署(担当者)の設置IRに関する担当部署として経営企画部広報課を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「シーキューブグループ倫理綱領」を制定しております。
その他	<p><女性の活躍の方針・取組等に関して></p> <p>当社の女性社員については、適材適所を基本方針として人材の配置を行っており、営業職や現場の施工担当者、CAD等のオペレーター、設計業務のような技術職など、多岐に渡り活躍しております。</p> <p>具体的には、2013年に女性活躍推進プログラムを策定し、女性の活躍する場を広げるとともに、今後の女性管理職登用に向けた取り組みを進めています。</p> <p>また、名古屋市より様々な活動実績を評価していただき、2017年子育て支援企業、および女性の活躍推進企業の認定を受けました。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社およびグループ会社の取締役等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
ア. グループ倫理綱領を定め、必要に応じ外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止するほか取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告するなどガバナンス体制の強化に努めております。
イ. 当社は、グループ倫理綱領における基本方針に、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断します。」と定めており、反社会的勢力には、毅然とした態度で対応することとしております。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で、保存・管理することとし、定められた文書保存期間中は、閲覧可能な状態を維持しております。
3. 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ア. 当社およびグループ会社は、当社およびグループ会社の業務執行に係るリスクとして、安全・品質・情報管理・大規模災害・財務報告の誤謬・コンプライアンス違反等を認識し、個々のリスクについての管理責任者を明確にした体制を整えております。
イ. リスク管理体制の基礎として、個々のリスク対応について社内規程を定め、その規程に従ったリスク管理体制を構築しております。不測の事態が発生した場合には、当社の社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えることとしております。
4. 当社およびグループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期開催するほか、適宜開催することとする。また、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に社長、専務取締役、常務取締役、取締役等によって構成される常務会において議論を行い、その審議を経て、取締役会において執行決定を行っております。
イ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めております。
ウ. 事業運営については、経営環境の変化を踏まえ中期経営計画を策定し、その実行計画として各年度事業計画を策定し、全社的な目標に基づく具体策を各部門で立案し実行しております。
5. 当社およびグループ会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
ア. コンプライアンス体制の基礎として、グループ倫理綱領およびグループコンプライアンス規程を定めております。
社長を委員長とするコンプライアンス委員会およびコンプライアンス担当者会議を設置しております。また、コンプライアンスの統括部署としてCSR推進部コンプライアンス統括室を設置しており、コンプライアンス体制の整備および維持・向上を図っております。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行っております。
イ. 内部監査部門として、執行部門から独立した監査室等の組織を設置しております。
ウ. 当社において使用人による重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実および財務報告に重大な影響を及ぼす行為を発見した場合には、直ちに監査室およびCSR推進部コンプライアンス統括室・内部統制室に報告することとし、遅滞なくコンプライアンス委員会において報告することとしております。
エ. 法令違反その他のコンプライアンス違反等についての通報体制・社内報告として、シーキューブグループ社内窓口（CSR推進部コンプライアンス統括室）と社外窓口（顧問弁護士）を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、社内通報規程に基づき、その運用を行っております。
オ. 監査役は、当社の法令遵守体制および社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとしております。
6. 当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
ア. グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用するグループ企業理念、グループ倫理綱領を定め、これを基礎としてグループ各社で諸規程を定めております。経営管理については、グループ経営の基本理念を定め、グループ経営規程に従い、当社への決裁・報告制度によるグループ会社経営の管理を行うとともに、必要に応じてモニタリングを行っております。取締役は、グループ会社において、法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実および財務報告に重大な影響を及ぼす行為を発見した場合には、監査役およびCSR推進部コンプライアンス統括室・内部統制室に報告することとしております。
イ. グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認められた場合には、監査室またはCSR推進部コンプライアンス統括室に報告することとしております。監査室またはCSR推進部コンプライアンス統括室は、直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができることとしております。監査役は、意見を述べるとともに、改善策の策定をを求めることができるものとしております。
7. 当社の監査役等の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
必要に応じて、監査役補助者を置き当社の監査役の指示による情報収集権限を付与することができる。
また、監査役補助者の評価は当社の監査役が行い、任命、解任、異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会が決定することとし、当社の取締役からの独立性を確保することとしております。
8. 当社の取締役および使用人、グループ会社の取締役、監査役等および使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の取締役および使用人、グループ会社の取締役、監査役等および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項については、当社の監査役にその都度報告するとともに、報告者に不利益が生じない適正な組織運営を行なうこととしております。また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス委員会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求められるものとしております。
なお、当社の監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなどの連携を図り、その費用は当社が負担しております。
9. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
金融商品取引法における財務報告に係る内部統制については、CSR推進部内部統制室を設置しております。財務報告に係る内部統制手順書に基づき、その適切な運用に努めることとし、財務報告の信頼性と適正性を確保することとしております。
なお、会社法に基づいた内部統制については、CSR推進部内部統制室を中核としてシステムの運用・強化に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、グループ倫理綱領における基本方針に、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断します。」と定めており、反社会的勢力には、毅然とした態度で対応することとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

